

○教育長(銘苅 健)

皆さんこんにちは。

令和 8 年度第 3 回教育委員会定例会の成立について、事務局の報告をお願いします。

○教育総務課庶務係長(津覇 大輔)

報告いたします。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 14 条第 3 項により、5 名中 4 名が出席しておりますので、本定例会が成立していることをご報告いたします。

○教育長(銘苅 健)

ありがとうございます。

本定例会は成立しているとのことですので。

それでは会議順に従って進めてまいります。

まず、会議録の承認を行います。

本日は 5 月 8 日開催の第 2 回定例会の会議録承認となります。

事前に資料にお目を通されたと思います。

よろしければ承認ということでよろしいでしょうか。

○教育委員

はい。

○教育長(銘苅 健)

ありがとうございます。

それでは後程署名をお願いします。

次に、本日の会議録署名人の指名をいたします。

大兼奈月委員と下地イツ子委員、お 2 人をお願いいたします。

次に教育長の報告ですが、一昨日議会がありまして、そこで、私がまた 6 月 7 日から継続して後 3 か年間、同意ということで、議会の承認を得ましたので、またあと 3 か年間よろしくをお願いいたします。

○教育委員

お願いします。

○教育長(銘苅 健)

ありがとうございます。

それでは議事に入ります。

本日の議事は 3 件となっています。

本日の報告第 2 号、第 3 号については、人事案件のため秘密会扱いとしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○教育委員

はい。

○教育長(銘苅 健)

それでは、そのように進めてまいります。

報告第 2 号、報告第 3 号について、浦添市教育委員会会議規則第 6 条第 1 項の規定に

基づき、秘密会といたします。

議事の進行については、議事日程の通り行います。

それでは議事に移ります。

報告第 2 号について行いますので、本案件は秘密会となります。

本案件についての関係職員以外は退席をお願いいたします。

あわせて、資料の配布を事務局お願いいたします。

それでは報告第 2 号「専決事項の報告について(県費負担教職員)」についての報告をお願いいたします。

～ 秘 密 会 ～

○教育長(銘苅 健)

この報告第 2 号について、委員の皆さん他にもありますか。

大丈夫ですか。

○教育委員

はい。

○教育長(銘苅 健)

それでは、報告第 3 号の方に行きますので、資料をお願いいたします。

それでは次に、報告第 3 号について行います。

本案件の関係職員の入れ替えをお願いいたします。

資料はただ今事務局から配布された通りでございます。

それでは、報告第 3 号専決事項の報告について(教育委員会事務局職員)」の報告をお願いいたします。

～ 秘 密 会 ～

○教育長(銘苅 健)

それでは報告第 3 号は以上でよろしいでしょうか。

○教育委員

はい。

○教育長(銘苅 健)

ありがとうございます。

それではですね、秘密会での議事は以上です。

事務局は資料を回収してください。

関係職員の入室を認めます。

それでは報告第 4 号「浦添市立小中学校家族休暇制度の導入について」報告をお願いします。

日高部長。

○指導部長(日高 聡)

議案書の 3 ページをお開きください。

報告第 4 号「浦添市立小中学校家族休暇制度の導入について」ご説明申し上げます。
報告理由といたしましては、浦添市立小中学校家族休暇制度の導入に関して、令和 8 年 5 月 19 日教育長決裁による決定を行ったため、浦添市教育委員会事務委任等に関する規則第 2 条第 2 項の規定に基づきこれを報告する必要がございます。
詳細につきましては、学校教育課指導監よりご説明申し上げます。

○教育長(銘苅 健)

照屋指導監お願いします。

○学校教育課指導監(照屋 茂伸)

議案書 4 ページをお開きください。

浦添市立小中学校家族休暇制度の導入についてご説明申し上げます。

趣旨・目的といたしましては、本市は観光産業の発展等により、第三次産業従事者の割合が 8 割を超えと高くなっております。

そのため、保護者と子どもの休業日が合わない家庭が多いと考えられていることから、家族で過ごす時間を確保し、子どもたちが様々な経験を通して心身の成長につなげていくことを目的として、子どもたちの平日の休暇取得を推奨する「浦添市立小中学校家族休暇制度」を導入いたします。

制度の概要といたしましては、本制度は保護者の責任のもとで、保護者と児童生徒が平日に休暇を取得し、家族で過ごす時間を確保するための制度です。

本制度を利用して取得した日は欠席とはならず、出席停止・忌引き等として取り扱います。ただし、学校長が認める日に限ります。

運用・実施について(1)制度開始日は令和 8 年 9 月 1 日でございます。

(2)対象者は浦添市立小中学校に在籍するすべての児童生徒となります。

(3)取得可能日数、年間合計 3 日までを予定しております。

1 日単位での取得及び分散しての取得が可能となっております。

(4)取得日の取り扱い、出席停止・忌引き等、欠席にはならないということになります。

(5)対象となる活動、保護者とともに過ごす活動であること。

条件を満たしておれば活動内容に特に制限はございません。

休暇を取得できない日(対象外の日)、以下の学校行事や活動がある日については原則として家族休暇を取得することはできません。

また、休暇の取得にあたっては、最終的に校長の承認が必要となります。

1.儀式的行事等：入学式、卒業式、始業式、終業式、修了式等となります。

2.学校行事：運動会、各種発表会等となります。

3.対外・宿泊を伴う活動：修学旅行、野外教育活動となります。

4.その他：定期テスト、学級・学年・学校全体の活動がある日となっております。

申請手続きにつきましては、家族休暇の取得を希望される場合は、以下の手順で手続きを行っていただきます。

提出期限といたしましては、休暇取得希望日の、原則 1 週間前まで、そして提出書類は所定の「家族休暇取得申請書」、そして申請書の入手方法といたしましては、浦添市または各

小中学校の公式ホームページからダウンロードしていただく形となっております。

留意事項といたしましては、①授業への対応といたしまして家族休暇を取得した日の授業内容や遅れについては、保護者の判断により家庭内で補っていただくようお願いいたします。(学校での補習等はございません)。

②安全確保と事故等の扱い、本休暇は保護者の責任のもとで取得するものであるため、期間中の児童生徒の安全確保につきましては、保護者の責任で十分な配慮をお願いいたします。

休暇期間中は学校の管理外となるため、万が一怪我等が発生した場合には日本スポーツ振興センター災害給付の対象とはなりませんのでご注意ください。

③その他(アンケートへのご協力)、制度の改善や効果検証のため、必要に応じて取得した児童生徒及び保護者の皆様を対象としたアンケートを実施することがあります。

その際はご協力をお願いいたします。

本制度に関するお問い合わせは、浦添市教育委員会学校教育課
令和8年5月策定ということになっております。

以上です。

○教育長(銘苅 健)

ただ今、ラーケーションについての説明がありましたけれども、申請書のほうは一番後ろの方に添付されておりますので、こういった申請書を学校長に出して、学校長のOKが出れば、ラーケーションがとれるという形ですね。

今説明ありました実施要綱等についてですね、何か委員の皆さんから質問等があればお願いいたします。

○教育委員(下地 イツ子)

はい。

○教育長(銘苅 健)

下地委員どうぞ。

○教育委員(下地 イツ子)

5ページの方で、取得日の取り扱いで、出席停止・忌引き等(欠席にはなりません)と記載がありますが、これと同等の扱いをするという意味合いでとってよろしいでしょうか。

○学校教育課指導監(照屋 茂伸)

出席停止という形になります。

○教育委員(下地 イツ子)

出席停止。

○学校教育課指導監(照屋 茂伸)

こちらには書いてはいないのですが、出席扱いとはまた別ですね、出席停止ということでの取り扱いになります。

欠席にはなりません。

○教育長(銘苅 健)

ですから出席すべき日が、3日間使った場合は少なくなるということですね。

だから、これがあるからといって出席にはならない。

出席扱いをしないけれども、欠席にもならない。

要するに出るべき日数が、3日間使えば少なくなるということです。

○教育委員(宮城 靖)

出席しなくてもよい日というところに入ることですね。

○教育長(銘苅 健)

そう、そこに入る項目がないので、この出席停止・忌引き等ということで、その欄に入るという形ですね。

○教育委員(宮城 靖)

その項目を浦添市から作りませんか。

なんか出席停止と言ったら、通常、校長からあなたは出席しなくてもいいですよという日か、法定伝染病の場合にも、結局は出席しないでくださいということになるから、出席停止なのですからね。

学校側から学校に来ないでくださいねっていうのが出席停止であって、今はこっちから申し出があっていいですよっていうことなので、ちょっと違うかなという、行き違いという部分と、一般的に出席停止という言葉だけを聞くとちょっと何か、保護者からも、えっ出席停止なのというふうな形になる学校もあるのかなと。

であれば、出席しなくてもよい日というふうに当てますよというふうな形の文言が、ここに来ると。

出始めはこれでいいと思うのですけれども、検討していきながら出席しなくてもよい日、というところに当たりますよという部分のものであったり、あるいは出席停止以外の言葉をもう少し探してきて、文科省から出ているものはないのですよ。

これしかないです。

出席・事故欠・出停しかないのですけども、それを浦添市で。

浦添市独自でたてたのですよね。

47都道府県全体で行っていることなのだけれど、これを開始するのは各市町村なので、市町村別なので、やってない市町村もあり、やっている市町村もあるということは、浦添市で考えてもいいということになると思うのですけれども、なのでこの辺は少し考えてもいいのかなと。

言葉尻的に、意味は全て一緒なのですよ。

でも言葉尻的には考えてあげたら優しいかな。

それから、休暇を取得できない日ということで、4項目があるのですけれども、最終的には校長の承認があれば、出席しなくてもよい日に当ててもいいですよということになっているのですね、言葉上では。

はい、ありがとうございました。

○教育長(銘苅 健)

はい下地委員。

○教育委員(下地 イツ子)

実施要項に関して、これは9月1日に実施されるということで、保護者の皆様には実施要項が配布されるのでしょうか。

それとも案内としてはホームページを見てくださいますか、そういった何かこの案内の仕方があれば教えていただきたいです。

○教育長(銘苅 健)

はい照屋指導監。

○学校教育課指導監(照屋 茂伸)

家族休暇制度になりますので、前もっての周知が必要かなと考えております。

なので、決定いたしましたら7月には保護者に通知をいたしまして、また学校の方に通知をいたしまして、周知を図ります。

学校のホームページはもちろんですけれども、浦添市のホームページ等でも出しながらですね、周知を図っていきたいと考えております。

○教育委員(下地 イツ子)

ぜひ早めに出していただけると、またこういう夏休み以外の、過ぎてからのどこかが家族が計画しているものに活用されるのかなと思いますので、よろしくお願いします。

○教育委員(宮城 靖)

多分日程の関係で、中学5校は夏休みに入ってから3者面談があるのかなと思うのですよね。

であるならば、全員配布ではなくて、教室の保護者が待っている段階で目にする所の壁に、各教室に張っていれば、何だろうって、待っている間に読んでこんな取り組みがあるねと、詳しくは、ホームページから見てくださいますかというふうな形のものをすれば、周知度はものすごく上がる。

子どもたちに持って行ってねと言っても、なかなか届かないところも多いので、特に中学校は、こんな形で、3者面談に保護者が目にする機会というところで作ってしまえば、多分に全部に行き渡る。

面談でも最後に一言だけ見てくださいますかねと言っておけば、いいのかなと思うのですけれども。

小学校はちょっと違いますが。

○教育長(銘苅 健)

はい照屋指導監。

○学校教育課指導監(照屋 茂伸)

今委員のおっしゃるように、周知のことをいろいろ考えながら、進めていきたいと思えます。

また学校の方から保護者連絡ツール等もございますので、それも活用しながらですね、保護者への周知を多めにやっていきたいと考えております。

○教育長(銘苅 健)

大兼委員、唯一のPTA、保護者ですけど、この制度どうですか。

○教育委員(大兼 奈月)

平日に行けた方が、ハイシーズンだと料金も高いので、助かると思います。
質問なのですが、家族はどこまでが家族ですか。

○教育長(銘苅 健)

照屋指導監。

○学校教育課指導監(照屋 茂伸)

こちらからは範囲の指定等はありませんので、祖父とか、もしかしたら叔父・叔母にもなるかもしれませんが、そこでの規定などはありません。

○教育委員(大兼 奈月)

では子どもだけで県外のじいちゃん、ばあちゃん家に。

○教育委員(宮城 靖)

ジュニアパイロットで行って、いい考えですね。

○教育委員(大兼 奈月)

行くというのも可能ですか。

○学校教育課指導監(照屋 茂伸)

基本家族と一緒に過ごす活動であればということですので、はい。
そのところも、いろいろ質問とか出てくると思うのですが、後でまた少し検討していきたいと考えております。

○教育委員(大兼 奈月)

はい、ありがとうございます。

○教育委員(宮城 靖)

大兼委員のパターンあり得るかもしれません。
県外に在住しているおじいちゃん、おばあちゃん達のところに、夏休みに行くというものが、平日に向こうで大きな祭りがあるからおいでという形で行って、その祭りに参加するだとか。
必ずしも夏休みや、冬休み春休みに行かなくてもできるというところが、ここから親が連れて行くのではなくて、ジュニアパイロットか何かで行って、そこでおじいちゃん、おばあちゃんが拾って、あるいはおじさん、おばさんが引き取って、そこで活動するという場合もありえると思うのですよ。

○教育長(銘苅 健)

要項の(5)の方、3の(5)の対象となる活動というのは、まず保護者とともに過ごす活動というのが今出ているけれども、おそらくこれが各学校でもいろんなパターンが出てくるので、これどうですかあれどうですかということで来ると思うので、もうある程度事前に持っていた方がいいですね。

そしてまた今回はこれでやるけれども、また1年やってみて、アンケートとか取ってみて、また次年度にこの辺をまた変えてみようとかということもできると思いますので、スタートとしてはこれでやって、恐らくこういった質問が来るだろうというところは、恐らくこの部分だと思いますので、この辺また事前準備をよろしくお願いします。

○学校教育課指導監(照屋 茂伸)

休憩をお願いします。

○教育長(銘苅 健)

休憩します。

再開します。

ただ今、報告第 4 号で、家族休暇制度の説明がありましたけれども、委員の皆さんよろしいでしょうか。

○教育委員

はい。

○教育長(銘苅 健)

ありがとうございます。

それでは、報告第 4 号については以上となります。

本日の議事は以上となります。

その他、報告等は事務局ありますか。

○教育委員(下地 イツ子)

質問いいですか。

○教育長(銘苅 健)

はいどうぞ、下地委員。

○教育委員(下地 イツ子)

今日の議事ですけど、報告第 2 号から始まっていますが、第 1 号はどちらにというところが疑問にあったのですけれども。

○教育長(銘苅 健)

第 2 回定例会で第 1 号をやっています。

その続きで第 2 号から始まっています。

○教育委員(下地 イツ子)

なるほど。

続いているから今日は第 2 号から始まったということですね。

○教育長(銘苅 健)

報告がないようですので以上をもちまして、令和 8 年度第 3 回教育委員会定例会を閉会します。

なお、本定例会で議決された件に係る字句、数字、その他の整理を要するものについては、教育長に委任することとしてよろしいでしょうか。

○教育委員

はい。

○教育長(銘苅 健)

ご異議なしと認めます。

よって、字句、数字その他の整理は、教育長に委任することに決定いたしました。

それでは以上をもちまして、令和 8 年度第 3 回教育委員会定例会を閉会いたします。

お疲れ様でした。

